

◎ 地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）〔抄〕（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二百三条の二 〔略〕</p> <p>②・③ 〔略〕</p> <p>④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の普通地方公共団体の非常勤の職員のうちその勤務形態が普通地方公共団体の常勤の職員又は短時間勤務職員に準ずる者に対し、当該常勤の職員又は短時間勤務職員に支給する次条第二項の手当との権衡を考慮した手当を支給することができる。</p> <p>⑤ 報酬、費用弁償及び手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>	<p>第二百三条の二 〔略〕</p> <p>②・③ 〔略〕</p> <p>④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>

○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）〔抄〕（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（合併特例区協議会の設置及び構成員） 第三十六条〔略〕 2～6〔略〕 7 地方自治法第九十二条の二、<u>第二百三条の二</u>第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第五項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。</p> <p>（合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則） 第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項及</p>	<p>（合併特例区協議会の設置及び構成員） 第三十六条〔略〕 2～6〔略〕 7 地方自治法第九十二条の二、<u>第二百三条の二</u>及び第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。</p> <p>（合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則） 第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項及</p>

び第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第五項並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならぬ。

2・3
〔略〕

び第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第四項並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならぬ。

2・3
〔略〕